

東京大学大学院情報理工学系研究科

教育研究推進協賛事業 事業概要

1. 事業名

情報理工学系研究科 教育研究推進協賛事業

2. 趣旨・目的

情報理工学系研究科では、情報科学技術を基盤とする教育研究活動を推進するとともに、研究分野の活性化、研究科構成員間の交流、研究成果・活動の内外への発信、産業界・社会との知的交流を継続的に進めることが重要である。

本協賛事業は、これらの活動を研究科として推進するため、事業概要第4項に位置づけられた教育研究上の意義を有するイベント、交流企画および発信活動について、その趣旨に賛同する法人等から協賛金を受け入れ、当該活動の充実を図ることを目的とする。

3. 事業期間

2026年8月13日から2029年3月31日まで

4. 対象となる活動および計画

本協賛事業では、以下の活動を予定する。なお、実施回数・内容・実施の有無は、協賛金の受入状況、参加者数、学内調整等により変更となる場合がある。変更または追加を行う場合も、本協賛事業の目的の範囲内で実施するものとする。協賛金を新たに募集する活動については、開催内容、協賛金額、協賛者への受益および使途を個別の募集要項で明示し、都度募集する。協賛金の残額を充当して実施する活動については、第9項（残額の取扱い）によるものとし、実施前に研究科における確認および、必要に応じてディベロップメントオフィスの確認を経る。

活動区分	実施回数	目的・内容
IST Grand Gathering	年1回程度	学生、教職員、修了生等の分野横断交流、ネットワーク形成および研究科活動の発信
学生交流会、研究交流・ネットワーキング企画	年1～2回程度	専攻・研究室を越えた交流、情報交換および共同的活動の端緒形成、人材育成および産業界・社会との知的交流

5. 運用方針

本協賛事業では、個別イベントごとに募集要項および申込書を作成し、当該イベントの趣旨、協賛金額、協賛者への受益、募集対象、使途、表示方法ならびに残額の取扱いを明示した上で協賛金を募集する。

各専攻・部門等が企画する活動を本事業の対象とする場合は、当該専攻・部門等が必要書類を作成し、研究科における確認および本学所定の手続きを経る。

協賛金の募集・受入れにあたっては、東京大学協賛金等取扱要領その他本学の関係規則に従う。

6. 協賛者への受益

協賛者への受益は、個別イベントの募集要項において、協賛金額と対応させて具体的かつ確定的に定める。個別募集要項に明示していない受益は提供しない。

本協賛事業により、研究成果、知的財産、共同研究、採用、学生情報へのアクセス、その他排他的または優先的な権利を協賛者に付与するものではない。

7. 協賛金の使途

協賛金は、個別イベントまたは本事業の目的に沿って、次に掲げる経費に充当する。

- イベントの広報、準備および運営に要する経費
- 会場、設備、機材、備品および資料作成等に要する経費
- 交流促進、ネットワーキングおよびチームビルディングに必要な経費
- 研究成果・活動の発信、記録および広報資料作成等に要する経費
- 受付、運営補助および業務委託等に要する経費
- イベントの企画・運営補助に従事する者への謝金または人件費（本学との雇用関係の有無等を確認し、必要な人事・給与手続きを別途経たのものに限る）
- その他、本事業の目的達成に必要と研究科が認める経費

8. 残額の取扱い

個別イベントにおいて協賛金に残額が生じた場合は、協賛者が募集要項を確認し、申込書により同意していることを前提として、事業概要第4項に掲げる活動区分の範囲内に充当する。

残額の使途は本事業の目的に沿うものとし、本学の関係規則に従って適正に執行する。

事業期間終了時点で残金がある場合は、本学の定める手続きに従い、本協賛事業の目的に沿う範囲で、研究科が実施する研究交流、教育研究発信、学生・若手研究者支援等のために活用する。

9. 利益相反およびコンプライアンスに関する申告・誓約事項

申込者は以下の事項を確認し誓約します。該当する事項がある場合は申告書(様式任意)を提出する必要があります。

- 申込者(法人の場合はその代表取締役)は、東京大学の役員(理事・監事)、または役員の配偶者もしくは二親等以内の親族(父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹)ではない。
- 本協賛により、申込者が東京大学の設備・施設を専属的に利用するなどの「特別な利益」を受けることはない。
- 本協賛は、特定の者の入学・成績認定・就職支援等の取扱いに影響を与えるものではない。
- 本協賛は、東京大学における調達・発注・事業者選定等の公正な競争を妨げるものではない。

- 東京大学から利益相反に関する調査や説明を求められた場合は、誠実に対応する。
- 申込者と、本協賛事業の決定権限を有する教職員、または本協賛の結果として経済的な影響を受ける範囲の教職員との間に経済的利害関係等が発生する可能性がある場合は、事前に申告する。

10. 問合せ先

東京大学大学院情報理工学系研究科 企画室

〒113-8656 東京都文京区本郷 7-3-1

E-mail : ist-kikaku.t@gs.mail.u-tokyo.ac.jp 電話 : 090-1705-8416